

県議会のしくみ

県議会の役割

県民の皆さんの願いを実現するため、県議会では、4年ごとに選挙で選ばれた議員が、県民の意見を代表して、県の予算や条例案等を審議し、県政の方針を決定しています。

定例会と臨時会

県議会には定期的に行われる「定例会」と必要に応じて行われる「臨時会」があり、いずれも知事が招集します。

定例会は年4回と定められており、例年2月、6月、9月、12月に開かれます。

臨時会は、特に緊急な事案が生じたときに招集されます。

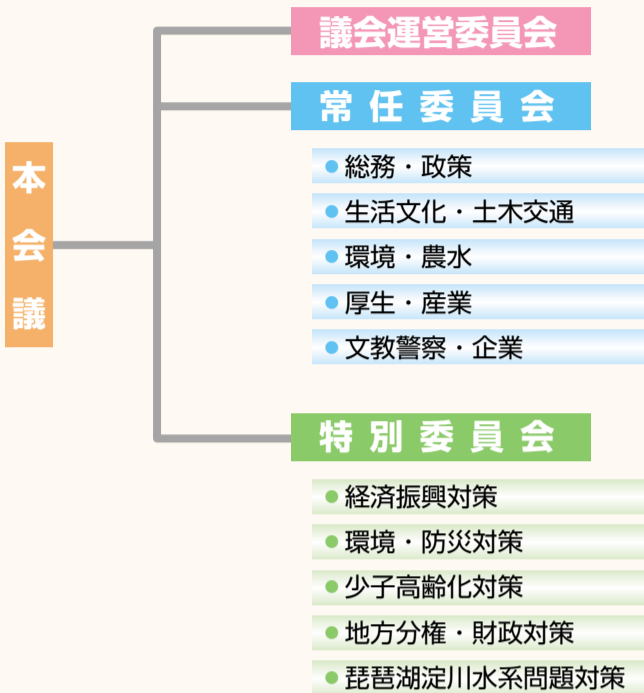
本会議と委員会

議員全員で構成する会議を本会議といいます。本会議では、議案の議決などの最終的な意思決定を行います。

一方、本会議に提案された議案などを分担して、専門的、能率的に審査するため、委員会が設けられています。委員会には、常任委員会、特別委員会および議会運営委員会があります。

また、各委員会は、議会の閉会中でも、必要に応じて会議を開き、重要事項の審査をしたり、県の事業などを調査しています。

県議会の組織



県議会の権限

議決

- 条例の制定、改正、廃止を決めます。
- 県の予算を決め、決算を認定します。
- 県の基本的計画や一定額以上の工事請負契約などを決めます。

選挙

議員の中から議長、副議長を選びます。また、県民の中から選挙管理委員を選びます。

同意

知事が副知事、教育委員会委員、公安委員会委員、人事委員会委員、監査委員などを選任または任命する場合は、議会の同意が必要です。

調査・検査

県の仕事が議会の議決したとおり行われているかどうか事務の内容を調査または検査したりします。

意見書の提出

県民の福祉や利益のために、国会および関係行政庁に対して意見書を提出することができます。

請願の受理

提出された請願を審査し、採択・不採択を決め、採択したものは、知事等執行機関に送付し、その実行を求め、県の仕事に反映させます。

県議会を傍聴してみませんか

県議会の本会議や常任委員会、特別委員会は特別の場合を除き、どなたでも傍聴することができます。

本会議 開会予定時刻（原則午前10時）の30分前から傍聴席に入室できますので、県庁本館4階傍聴席に直接お越しください。

委員会 開会予定時刻の30分前から受付を行いますので、議会事務局（県庁本館2階）にお越しください。

- 団体で傍聴を希望される場合は、あらかじめ下記までご連絡ください。
- 開催日程などの詳細は、ホームページでお知らせしていますが、変更になる場合がありますので、事前に下記までお問い合わせください。



〈連絡先〉議会事務局 議事調査課 議事運営担当 (TEL 077-528-4090)

議会のお知らせ

滋賀県議会のホームページ
<http://www.pref.shiga.jp/gikai/>

●インターネットによる議会中継等

滋賀県議会では、インターネットによる議会中継を行っています。ライブ中継では、本会議の開始から終了までの議場の様子をそのまま中継します。過去の録画映像も掲載しています。

また、定例会情報、請願・陳情の手続き、議員紹介、会議録検索等を掲載しています。

●滋賀県議会会議録の閲覧

本会議の公式記録として、議事の経過などを記載した滋賀県議会会議録を作成しています。会議録は、次期定例会の開会日以降に次の場所または滋賀県議会のホームページでご覧いただけます。

- 県庁（議会図書室、県民情報室）
- 県立図書館、市町立図書館
- 南部振興局（甲賀県事務所を含む。）、各地域振興局、高島県事務所

この印刷物は古紙パルプを配合しています